

平成 24 年 3 月 28 日

川商工発第 5 8 8 号

賛同者各位

川 口 商 工 会 議 所

会 頭 児 玉 洋 介

<公印省略>

「電気料金値上げ分不払い運動」への賛同者の
皆さまへ（状況報告）

拝啓 時下ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平素から当商工会議所の事業運営に関しては格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、この度の東京電力電気料金値上げ問題につきましては、様々なご事情のなか、運動にご賛同を賜り誠にありがとうございました。

皆さまのお力をいただき運動を展開してまいりましたところ、「川口発」の活動が多くのメディアにも取り上げられ全国的な問題提起となり、「契約期間内は無条件で現在の単価とする」、「500kw 未満にもサマーアシストプラン割引を適用する」など、東京電力の不適切な方針を正し、部分的ではございますが値上げ時期の先延ばし、値上げ幅の圧縮につながる割引プランを引き出すこともできました。

つきましては、現在の状況について報告申しあげ、今後とも皆さまとともに一層活発に運動を展開してまいりたいと存じておりますので、どうぞ引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1 契約期間ごとの値上げ状況について

①契約期間が平成 24 年 1 月 17 日～平成 24 年 3 月 30 日の間に満了となる(なった)事業所
当該契約は 1 年間延長され、期間満了までは現在の料金単価で適用になります。

②契約期間が平成 24 年 3 月 31 日に満了の事業所

平成 24 年 4 月 1 日から新料金単価が適用されます。

この場合は、早急な対応が必要です。

- ・新料金を認めない場合、原則検針日以後 51 日目からは供給停止となる恐れがあります。ただし、現在、当商工会議所ではこのような事態に対処するため、東京電力が約款などに基づく画一的な処理を行わないよう、政府が東電に対して強い指導を行うことを求めています。
- ・また、支払方法を「口座振替」から「振込み」とし、「支払の意思」を確保しながら東京電力と個別に十分、話し合いを行っていただきたく存じます。ただし、この場合でも

検針日以後 31 日目からは延滞利息(年 10%)が掛かることは避けられません。

③契約期間が平成 24 年 4 月 1 日以降に満了の事業所

現在の契約期間内は現在の料金単価で適用になります。

ただし、契約期間満了後は上記②と同様です。

以上をご理解いただき、各企業として許容いただける範囲で行動をお願い申し上げます。

2 「供託による方法」について

川口商工会議所から東京電力本社に「値上げ分と現行分との分割請求」の要請をしましたがこれに対して 3 月 19 日、正式に「できない」旨の回答がありました。これを踏まえてさいたま地方法務局はじめ弁護士等と種々、協議を重ねてまいりましたが、電気事業法での縛りや供託を可能とする「借地借家法第 11 条の 2」のような法律上の規定が無いため、現状では供託による方法は難しいものと判断されます。

現在、政府に対し通達などで法務局に供託ができる途を開くよう、働きかけておりますので、変化が生じましたら再度、ご案内いたします。

3 現在、行っている行動について

現在、川口商工会議所では「政府の認可が必要な一般家庭向けの電気料金」の値上げ幅が確定するまでは、自由化部門の値上げも延期するよう、政府に働きかけております。

また、このたびの値上げ問題が独占禁止法で禁止している「優越的地位の濫用」に該当するかどうか、現在、弁護士等と相談しており、該当する場合、公正取引委員会への申告なども視野に入れて検討しております。

川口商工会議所では、多くの皆さまからご返信いただきました運動への「賛同書」636 件(3 月 28 日現在)を元に、さらに各方面に強く要望・要請活動などを行い、早急に「納得の行く状況の確立」を求めて運動を展開しております。

近く発表されます東電の「総合特別事業計画」についても注視し、より強力に活動を継続いたす所存でありますので、どうぞ、今後ともご支援、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

【この件に関するお問い合わせ】

川口商工会議所 担当：伊藤、橋本、広瀬

電 話 048-228-2220

ファクシミリ 048-228-2221